

## Ⅱ 事業概要

### 1 業務の概要

令和3年度の事業運営に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止に注力した取り組みの中で、利用者の安全・安心な生活の確保に努めました。

#### (1) 施設サービスについて

- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、職員・利用者の一人の感染がクラスター発生につながることから、施設内の徹底した対策のみならず、職員には家族も含め日常生活上の感染予防を徹底した行動を呼びかけました。また、新たな利用者の受け入れについては、特養や老健では、在宅からの受け入れを見合わせ、病院や施設からの受け入れとし、養護では緊急ケースもあることから入所後一定期間個室対応とする措置を講じました。
- ・ 養護では、7月から特定施設入居者生活介護の指定を返上し、法人内の訪問介護事業所から訪問介護サービスを受ける形態とし、20名前後の利用がありました。また、入所者のうち7名～10名の方が週3回程度デイサービスに通所しています。
- ・ 特養については、ベッド稼働率は前年と同程度でしたが、看取り介護や科学的介護による加算を取得するなど、収入の増加に努めました。
- ・ 老健では、前年を上回る入所率となりましたが、8月後半に新型コロナウイルスによるクラスターが発生し、入所率90%に届きませんでした。また、老健においても、ターミナルケアや科学的介護の実施による加算を取得しました。
- ・ 栄養士による利用者の食の安全確保、栄養の管理を行うとともに、協力歯科医や歯科衛生士による口腔ケアの実施、さらにインフルエンザやノロウイルスの発生予防にも取り組みました。
- ・ 利用者が安全・安心して生活を送れるよう、事故報告やヒヤリハット報告の情報を共有し、事故発生の未然防止対策を講じました。さらに、建物や設備などの老朽化や不具合による事故の発生を予防するため、適切な維持管理に努めました。

#### (2) 在宅サービスについて

- ・ 在宅サービスについては、施設サービスとは異なり、利用者の感染防止対策を法人がコントロールできないことから、より慎重な対応が求められました。
- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の相談やケアプランの作成については、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の期間では、訪問による活動を必要最小限に留め、極力電話相談や来所相談での対応としました。
- ・ 訪問介護事業所の訪問系サービスについては、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の期間では、生命と生活の維持のためにサービスが欠かせない方を対象として、サービスを提供いたしました。また、養護老人ホーム「尚和園」入所者に対するサービスは、訪問介護員を兼務する養護の支援員により行いました。
- ・ デイサービスや通所リハビリテーションの通所系サービスについては、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の期間では、生活の維持に必要なサービス及びリハビリに特化し、時間を短縮して事業を行いました。また、通りハについては、8月の老健におけるクラスター発生を受け、一時事業を休止した影響により、年間の延べ利用者数は減少しています。なお、「年輪荘」地域密着型デイサービスは、養護老人ホーム「年輪荘」の中規模修繕工事に伴い、令和3年10月から事業を休止しました。